

# (仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託にかかる業務委託仕様書

## 1. 業務概要

### (1) 業務名称

(仮称) 湖北学園建設事業基本設計業務委託

### (2) 業務の目的

児童、生徒数の減少に伴い、現在の湖北中学校の敷地へ大野・秋鹿・古江小学校及び湖北中学校を統合し義務教育学校として(仮称) 湖北学園を整備するとともに、同敷地内へ大野・秋鹿・古江の幼稚園、児童クラブを統合し新幼稚園、新児童クラブを設ける基本設計業務委託である。

### (3) 既存建物概要

名称	松江市立湖北中学校		
所在地	松江市打出町 245-1		
建築年	平成 6 年 3 月		
施設概要	校舎	4,886 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 3階
	屋内運動場	1,330 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 3階
	プール	25m×9m	
敷地面積	建物敷地	15,556 m <sup>2</sup>	
	運動場敷地	17,325 m <sup>2</sup>	
用途地域	市街化調整区域		
施設配置	別添「既存校舎・屋内運動場一般図」を参照のこと		

### (4) 履行場所

松江市打出町

### (5) 履行期間

契約日の翌日～令和 7 年 3 月 14 日

### (6) 基本設計業務委託スケジュール (予定)

契約日の翌日～	業務着手
令和 6 年 3 月中旬	建設委員会の開催のための資料提出
令和 6 年 5 月中旬	開発許可申請の関係部署協議用資料提出
令和 6 年 7 月初旬	本整備事業全体の概算事業費を提出
令和 6 年 8 月中旬	開発許可申請の本申請のための資料提出
令和 6 年 9 月中旬	令和 7 年度に行う業務委託等の概算を提出
令和 7 年 3 月 14 日	業務完了

## 2. 設計の条件

### (1) 計画施設

#### ①各施設の延床面積

ア) 増築校舎（渡り廊下・EV含む）	4,000 m <sup>2</sup>
イ) 幼稚園	400 m <sup>2</sup>
ウ) 児童クラブ	370 m <sup>2</sup>
エ) 屋内運動場	700 m <sup>2</sup>
オ) その他	72 m <sup>2</sup>

※面積は全て見込みであり、設計途中に変動するものとする。

※基本計画図を参照のこと（基本計画図はあくまで参考図として考えること）

#### ②構造

- ア) 増築校舎：鉄筋コンクリート造、3階建以下  
 イ) その他施設：RC造、鉄骨造、木造、又はそれらの複合構造等

#### ③耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- ア) 構造体 II 類  
 イ) 建築非構造部材 A 類  
 ウ) 建築設備 乙 類

#### ④生徒数、学級数（開校時の推計）

##### 1) R11.5 小学校推計

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
古江	18	32	23	23	25	37	158
大野	2	2	6	2	4	3	19
秋鹿	9	4	6	5	9	5	38
計	29	38	35	30	38	45	215
クラス数	1	2	1	1	2	2	9

【小学校学級数】改正予定の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」による(1学級35人)

##### 2) R11.5 中学校推計

	7年	8年	9年	計
湖北中	45	64	42	151
クラス数	2	2	2	6

【中学校学級数】「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」による (1学級40人)

※義務教育学校として整備予定のため、中学生は7～9年生となる。

※以下、1～3年生は前期課程、4～6年生は中期課程、7～9年生は後期課程とする。

#### ⑤教員数（R5時点）

湖北中学校 校長1、教頭1、教諭14、養護教諭1、事務職員1、校務技師1 計19

古江小学校 校長1、教頭1、教諭12、講師3、養護教諭1、事務職員1、校務技師1  
計20

大野小学校 校長1、教頭1、教諭3、養護教諭1、事務職員1、校務技師1 計8

秋鹿小学校 校長1、教頭1、教諭8、養護教諭1、事務職員1、校務技師1 計13

統合時想定人数 校長1、教頭2、教諭26、養護教諭1、事務職員2、校務技師1  
その他5 合計40名程度（通級指導除く）

(2) 計画施設（その他）

番号	施設	概要
1	既設校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて改修を行うこと。</li> <li>・改修は必要最低限に抑えること。</li> </ul>
2	既設屋内運動場	必要に応じて改修を行うこと。
3	外構	校門、通用口、フェンスなど計画に応じて移設、設置、改修を行うこと。雨水排水計画等のインフラ設備についても検討を行うこと。
4	グラウンド	東側の農地を取得して新規にグラウンドを設置する予定であり、別途造成設計を行っている。新グラウンドに設置する屋外トイレ、倉庫棟については本設計に含めること。
5	テニスコート	現在4面あるテニスコートは撤去。新グラウンドに、新規に2面整備する。設計は別途造成設計にて対応する。
6	自転車置き場	配置計画上、不都合な場合は移設を検討する。台数は後期課程の生徒数分確保すること。校舎入口から自転車置き場、自転車置き場から昇降口までの動線ルートについては安全性に配慮すること。
7	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置計画上、不都合な場合は移設可能とする。職員・来客用40台、地域利用60台程度を確保すること。</li> <li>・上記とは別に、車いす使用者用、幼稚園及び児童クラブの送迎も考慮した駐車スペースを20台程度確保すること。</li> <li>・上記とは別に、通級指導教室に通う児童・生徒に配慮した駐車スペースを5台程度確保すること。</li> <li>・スクールバスの大きさは未確定ではあるが中型バス（9m×2.3m）6台以上を想定しているため、これらを駐車する場所と児童生徒及び車の動線を提案すること。なおバスの台数については増える可能性がある。</li> </ul>
8	浄化槽	既設浄化槽は更新の予定であるため、新しい浄化槽の大きさ、敷設場所、切り替え方法も含めて本設計にて検討すること。
9	水道施設	必要に応じて、既存受水槽の移設、増設、新設を設置場所も含めて検討すること。
10	キュービクル	必要に応じて、既存キュービクルの移設、増設、新設を設置場所も含めて検討すること。
11	ガス施設	必要に応じて、既存ガス施設（ガス庫）の移設、増設、新設を設置場所も含めて検討すること。
12	屋外活動スペース	新設のグラウンドとは別に、前期～中期課程の児童が休憩時間や体育の時間に活用できる屋外活動スペースを校舎敷地側に設定すること。
13	校門(正面玄関)	校門（正面玄関）は安全性を確保できる形状とし、不審者の侵入や犯罪防止対策を講ずること。
14	エレベーター	エレベーターの設置については、建物の改修または増築で対応すること。大きさ、能力についてはバリアフリー法を参照し決定すること。
15	既存屋外プール プール付属室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のまま使用し、必要部分のみ改修を行う。</li> <li>・後期課程仕様のため、前期課程も使用できるよう提案すること。</li> </ul>

## (3) 必要諸室

## 小・中学校（義務教育学校）

室名	室数	想定室面積 (㎡)	備考
普通教室	15	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期・中期課程と後期課程は可能な限り場所を離すこと。</li> <li>・増築棟に設ける場合は70㎡/室以上を想定。（既存校舎の教室面積は64㎡）</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
特別支援教室 通級指導教室	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の特別支援学級・通級指導教室を参照。</li> </ul>
理科教室 理科準備室	2	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある理科教室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
音楽教室 音楽準備室	2	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1室は現在の湖北中学校にある音楽教室の流用を想定。もう1室は新たに新設整備とする。</li> <li>・新設の音楽室は1階を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
美術教室 美術準備室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある美術教室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
技術教室 (金工・木工)	2	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある技術教室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
技術準備室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある技術準備室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
家庭科教室 (調理・被服)	2	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある家庭科教室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
家庭科準備室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の湖北中学校にある家庭科準備室の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
多目的スペース	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習情報センターとして計画する場合は、図書室、コンピュータ教室との連携、集約も検討すること。</li> <li>・必要に応じて新設整備すること。（現有1室）</li> <li>・児童、生徒の体格差、年齢差を考慮した面積、形状とすること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
視聴覚教室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習情報センターとしての機能も検討すること。</li> <li>・必要に応じ、他の部屋との機能統合、集約も検討すること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
コンピュータ教室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視聴覚教室、図書室及び多目的スペースに機能集約することも検討すること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>

図書室	1～2	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期・中期課程と後期課程で別々の整備を検討すること。 (必ずしも別の部屋にする必要はない。)</li> <li>・図書、コンピュータ、視聴覚教材メディアと連携した学習情報センターとしての整備を検討すること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
校長室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
職員室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新校舎、新グラウンドとの連携を考慮すること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
事務室	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室と隣接することが好ましい。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
校務技師室	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階にあり外部に直接出入りできることが好ましい。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
保健室	1	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
教育相談室	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室との連携を考慮すること。</li> <li>・特別支援教室と兼務使用も検討すること。</li> </ul>
収納空間	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況で不足が見込まれる場合、必要面積を確保すること。</li> </ul>
トイレ	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ追加設置すること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
ミーティング ルーム	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校開放での使用ができるよう検討すること。</li> <li>・相談室機能を持たせた小規模のミーティングルームの追加設置をすること。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
武道場	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の屋内運動場にある柔剣道場の流用を想定。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
更衣室	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別更衣室を整備すること。</li> <li>・配置場所は体育館との動線を考慮すること。</li> </ul>
昇降所	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の面積で収まるなら、新設の必要はない。</li> <li>・必要に応じて改修すること。</li> </ul>
給食受室	適宜	適宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校は西学校給食センターから提供し、プラットホームやコンテナ室(給食受口)は現行のものを使用する。改修の必要性についても検討すること。</li> </ul>
その他必要と 思われる室	適宜	適宜	

- ① 各部屋の改修については文部科学省作成の施設整備指針を参照すること。
- ② 幼稚園と学校エリアは、可能な限り距離を空けること。児童クラブは後期課程エリアから可能な限り距離を空けること。
- ③ 前期・中期課程と後期課程は授業時間が異なることに留意すること。

特別支援学級・通級指導教室

室名	室数	想定室面積 (㎡)	備考
特別支援学級 前期・中期課程	6	256.00～ 280.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室 4 室分（知的 1、自情 1、肢体、病弱、弱視、難聴 0.5×4）</li> <li>・専用職員室は必要なし。</li> <li>・インクルーシブ教育システム構築の観点から交流学級（前期・中期課程普通教室）近くに配置すること。</li> <li>・交流のため後期課程の特別支援学級と別に配置するが、動線に配慮すること。</li> <li>・高学年は特別教室への動線に配慮すること。</li> <li>・音により児童の注意が散漫になるため、音楽教室と技術教室の近くには特別支援学級を設けないように配慮すること。</li> <li>・排泄の自立していない児童への対応のため、近くにシャワー付きトイレ（バリアフリートイレ）が必要。</li> <li>・個別の指導やクールダウン、相談のため、教室を仕切って使えると望ましい。</li> </ul>
上記のプレイルーム	1	32.00～ 70.00	普通教室 0.5～1 室分（水道設備必要）
特別支援学級 後期課程	6	256.00～ 280.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室 4 室分（知的 1、自情 1、肢体、病弱、弱視、難聴 0.5×4）</li> <li>・専用職員室は必要なし。ただし、学級の近くに準備室があると望ましい。（教員用の机、教材用収納）</li> <li>・インクルーシブ教育システム構築の観点から交流学級（後期課程通常学級）の近くに配置。</li> <li>・交流のため前期・中期課程の特別支援学級と別に配置するが、動線に配慮すること。</li> <li>・特別教室への動線に配慮すること。</li> <li>・音により児童の注意が散漫になるため、音楽教室と技術教室の近くには特別支援学級を設けないように配慮すること。</li> <li>・個別の指導やクールダウン、相談のため、教室を仕切って使えると望ましい。</li> </ul>
通級指導教室 前期・中期課程	1	96.00～ 105.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室 1.5 教室分（仕切りをして、指導室、プレイルーム、職員室、教材スペースを配置）</li> <li>・幼稚園の特別支援幼児教室と連携が取れるように近接配置することが望ましい。</li> <li>・他校通級用の駐車場、専用の玄関が必要。（1階に配置）（幼稚園の特別支援幼児教室の玄関と兼用でも良い）</li> </ul>

通級指導教室 後期課程	1	64.00～ 70.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室1教室分（仕切りをして、指導室、職員室、教材スペースを配置）</li> <li>・普通教室の生徒たちがあまり入り浸らない場所へ配置。（目立たない場所）</li> <li>・保護者相談等あるため、1階配置が望ましい。</li> <li>・他校生徒の利用はないので、専用の駐車場、玄関は不要。</li> </ul>
----------------	---	-----------------	---

- ① 前期・中期課程と後期課程は授業時間（休憩時間）が違う点を配慮すること。
- ② 野菜づくり、花壇などのスペースを特別支援学級近くに配置することが望ましい。
- ③ 全ての通級指導教室は直通電話（電話回線）、水道設備が必要。

### 児童クラブ

室名	室数	想定室面積 (㎡)	備考
プレイルーム	2	200.00	プレイルームは1人当たり1.65㎡が基準で48名×2室の児童が在籍すると仮定し、余裕をもって200㎡程度を想定
収納庫	1	6.00	
女子便所	1	7.00	洋式便器2、手洗い
男子便所	1	7.00	洋式便器1、小便器1、手洗い
多目的便所	1	6.00	洋式便器1
シャワーユニット	1	1.00	
前室(シャワーユニット)	1	1.00	
静養室	1	4.50	
押入(静養室内)	1	0.50	
事務室	1	12.50	
給湯コーナー	1	6.00	
玄関ホール	1	13.00	
玄関	1	4.50	
洗濯室	1	2.50	

- ① 児童クラブの場所は前期・中期課程エリア、もしくはそこに隣接した専用の施設。それが難しい場合は後期課程からできるだけ離れた部分に配置すること。
- ② 夏季は学校のプールを利用する予定。

### 幼稚園

室名	室数	想定室面積 (㎡)	備考
保育室	2	110.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・55㎡×2室</li> <li>・通常の保育室の2室は可動式間仕切りで区切り、必要に応じ1室化を可能とする。</li> </ul>
特別支援幼児教室	1	60.00	・前期・中期課程の通級指導教室と連携が取れるように近接配置することが望ましい。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・他校通級用の駐車場、専用の玄関が必要。(1階に配置)(前期・中期課程の通級指導教室の玄関と兼用でも良い)</li> <li>・バリアフリースイレ、手洗い場を設置すること。</li> </ul>
職員室 (+相談スペース)	1	60.00	40 m <sup>2</sup> (職員室) + 20 m <sup>2</sup> (相談スペース)
絵本の部屋	1	18.00	絵本コーナーでも可とする。
教材庫 (器具庫含む)	1	28.00	
共用部 (玄関、廊下、トイレ等)	1	44.00 + $\alpha$	トイレは園児トイレ、職員トイレ、バリアフリースイレを想定。

- ① 専用の遊戯室は設けないこと。
- ② 園庭は、設置基準の下限が 330 m<sup>2</sup>であるのでそれ以上とすること。
- ③ 園庭には滑り台、鉄棒、砂場、ブランコ、築山を想定。
- ④ 幼稚園のエリアは 平屋建て部分または1階部分とすること。
- ⑤ 職員室の位置は室内(窓)から園庭が見える位置にすること。また室内(窓)から玄関の人の出入りが見える位置にすること。
- ⑥ 保育室から直接廊下やデッキ通路を使わず園庭に出られるようにすること。
- ⑦ 幼稚園のエリア(屋外)はフェンスで囲い、通路へ出る箇所は扉を付けること。
- ⑧ 幼稚園用のバス2台の置場を確保(大きさはマイクロバス程度)
- ⑨ 保護者送迎用駐車場を園の玄関からできるだけ近い場所に設置すること。

#### (4) その他

- ① 松江市景観条例について、宍道湖景観形成区域に指定されていることに留意すること。
- ② 計画敷地は市街化調整区域であり、松江市開発行為等の許可の基準に関する条例第6条第1項第2項の区域(D区域)である。高さ制限、形態制限に注意し計画を行うこと。(高さ制限は条例第8条、施行規則第14条1項3号により15mとなる。)
- ③ 計画地は浸水の可能性がある。ハザードマップを確認の上設計すること。

### 3. 業務内容

- (1) 設計条件等の整理
  - ・打合せを月1回程度で適宜に行い、発注者の要求等の確認を行う。
  - ・発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件としてまとめる。
- (2) 調査業務
  - ・本整備事業に関わる法令及び条例上の制約条件を調査する。
  - ・敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し必要に応じて関係機関との打合せを行う。敷地内のインフラ設備についても同様に調査、打合せを行い、整備事業を行うにあたっての問題点を整理する。
  - ・建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
  - ・既存建物の石綿使用材料の有無について設計図書と目視により整理を行う。  
※石綿使用材料の検体採取による分析調査は別途とする。
  - ・既存建物の緊急で改修が必要となる部分を目視により調査する。
- (3) 基本設計方針の策定
  - ・設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
  - ・既存施設は利用しながらの工事となるため、工程を含め改修計画を検討する。
  - ・建設工事着工までに事前整備が必要なインフラ設備等の検討を行う。
- (4) 基本設計図書の作成
  - ・基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
- (5) 工事工程表及び概算工事費の作成
  - ・令和6年7月の中期財政報告時と令和6年9月の予算要求時、基本設計図書の作成が完了した時点で、当該基本設計図書に基づく建築工事、その他必要となる費用を概算し、工事概算書を作成する。
- (6) 建設委員会の開催時の資料作成補助
  - ・建設委員会への説明用の資料として計画説明図や工程表等の作成を行う。
- (7) 開発許可申請に必要な資料の作成及び対応
  - ・上下水道局、消防署、環境対策課等への協議用資料（敷地内の給排水図、消防設備図、浄化槽検討資料等）や本申請時に添付する図面等を作成する。
  - ・開発許可申請業務のサポートを行う。（申請前打合せ時の図面修正等）  
※開発許可申請の申請業務は別途とする。
- (8) 透視図の作成
- (9) 打合せ協議資料・議事録の作成
- (10) その他、本業務に必要な事項（協議のうえ決定）

#### 4. 成果品

区分	成果物	
建築（総合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計説明書</li> <li>・基本設計図</li> </ul>	
	仕様概要書	平面図（各階）
	仕上概要表	断面図
	面積及び求積図	立面図
	敷地案内図	既存建物改修計画図
	配置図	外構整備計画図
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費概算書</li> </ul>	
建築（構造）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造計画説明書</li> <li>・構造設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>	
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備計画説明書</li> <li>・電気設備設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・各種技術資料</li> </ul>	
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水衛生設備計画説明書</li> <li>・給排水衛生設備設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・各種技術資料</li> </ul>	
空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調換気設備計画説明書</li> <li>・空調換気設備設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・各種技術資料</li> </ul>	
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機等計画説明書</li> <li>・昇降機等設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・各種技術資料</li> </ul>	
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外構計画説明書</li> <li>・外構設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透視図</li> <li>・概略工事工程表</li> <li>・打合せ協議資料・議事録</li> <li>・調査業務などの履行過程において得られた記録</li> <li>・その他必要と思われる資料</li> </ul>	

- ・建築（構造）、電気設備、給排水設備、空調換気設備、昇降機、外構の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
- ・設計図は適宜追加することができる。
- ・成果物は基本設計図書（A4 縦型、左綴じ）として、製本2部作成すること。
- ・本業務委託は電子納品対象業務である。別紙特記仕様書に従い、成果品を提出すること。

## 5. 諸条件など

### (1) 打合せ及び記録

【協議】 回数 月 1 回程度に適宜実施

- ・着手時
- ・調査業務完了時
- ・基本設計検討時
- ・概算工事費・概略工事工程検討時
- ・完了前（成果品の確認及び最終調整）
- ・以上のほか、学校や地域との協議の場に 2 回程度出席すること

### (2) 管理技術者の資格

管理技術者は一級建築士を有する者の中から選定しなければならない。

### (3) 付与資料

- ・湖北中学校敷地造成工事 竣工図
- ・松江市立湖北中学校校舎建築工事 竣工図
- ・松江市立湖北中学校屋内運動場建築工事 竣工図
- ・松江市立湖北中学校プール建築工事及びその他工事 完成図

## 6. その他

- ・設備設計などを他へ委託する場合は、専門の設備設計事務所とし、事前に松江市に名簿を提出して承諾を得ること。
- ・既設建物現況、敷地(埋設配管含む)及び地盤の状況など、現地調査を十分に行うこと。
- ・「バリアフリー法」、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」を遵守すること。
- ・「松江市景観計画」、「松江市景観条例」を遵守すること。
- ・ホルムアルデヒドなどの低減を図り、シックハウス症候群対策を実施すること。
- ・コスト縮減および、工期短縮を考慮すること。
- ・提出された成果品などの著作権は松江市に譲渡する。
- ・本書に記載無き事項は、松江市財政部公共建築課及び松江市教育委員会教育総務課との協議による。
- ・本業務委託が設計協議の対象となる場合には、概略設計指針が決定次第、速やかに受検すること。
- ・本業務落札者が法人格を持たない個人事務所の場合は、支払い時に源泉徴収を行う。
- ・設計などの業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険(賠償責任保険)に未加入の場合は、落札後契約までに加入すること。加入している場合は契約までに加入していることを証明する書類の写しを提出すること。